

# ADRで責任重大! 明日の社会保険労務士の ために今やるべきこと

今年6月に社会保険労務士法が改正され、その業域は司法の分野に広がった。しかし、検討すべき課題もまだまだ多い。社会保険労務士の将来に向けて今やるべきことは何なのか。全国社会保険労務士政治連盟会長・堀谷義明氏にお話をうかがった。



**point** 歴史的な業域拡大に伴い、社会保険労務士一人ひとりが努力しなければならない。改正社会保険労務士法が成立し、社会保険労務士の業域が歴史的に転換しつつある。司法の一翼を担う専門士業としての真価を確立し、国民のニーズに応えるために、求められる能力を高めていかなければならない。

## 社会保険労務士の 地位向上のために

全国社会保険労務士政治連盟(以下、全国政連)の設立の経緯、その目的などについてお聞かせください。

**堀谷** 社会保険労務士制度は、最も後発の士業として昭和43年に創設されましたが、社会保険労務士法制定の際、さまざまな経緯があって、法律上の資格を定めることに重点が置かれたこともあり、他の士業と比べると不完全な制度でありました。その上昭和51年までは、旧労働省系の団体と社会保険庁系の団体が併存しており、それ以降両団体の一本化が実現したものの、なかなか制度の改善は図られずにおりました。まず、何より社会保険労務士法の改正が急務でしたが、この法律がもともと議員立法によって制定されたために、その改正におい

ても、数多くの理解者や協力者を国政の場に求める必要がありました。しかし公益法人である全国社会保険労務士会連合会(以下、連合会)がそうした活動を行うには幾多の制限がありました。実効を挙げられない状況にかんがみ、連合会を母体とした政治団体を設立して目的達成のために政治活動を強力に展開する必要があるとの趣旨に基づき、全国政連の前身である「社会保険労務士制度推進連盟」を昭和52年6月に設立しました。その後、昭和57年4月に現在の全国政連へと改組したというのがこれまでの経緯です。

全国政連は社会保険労務士を会員として構成され、社会保険労務士制度の発展と、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上を図るという目的のために政治活動を行っており、特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。

すべての社会保険労務士は、全国政連の会員なのでしょか。

**堀谷** 目的達成のためには、そうであることが望ましいですし、実際、平成10年度までは、そのような取り扱いをしていました。しかし、全国政連も公職選挙法<sup>1</sup>や政治資金規正法<sup>2</sup>などで認められた公的な政治団体である以上、各個人の意思を問わずに会員としたり、活動経費を負担させたりすることは法律上好ましくないということで、現在は入会の意思を確認の上、会員とすることにしています。

具体的な活動内容について教えてください。

**堀谷** 前述の目的達成のために政党や国会議員等の理解を得るとというのが主な活動です。常に各政党や国会議員との連携を図り、懇親会や研修会といった場に参加しています。また、全国政連の定期大会等に

1 公職選挙法：昭和25年4月15日公布、施行。衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長を公選する選挙制度を定める法律。

2 政治資金規正法：昭和23年7月29日公布、施行。政治資金の透明性を図り、政治活動の公明と公正を確保することを目的に、政治資金の収支の公開および授受の規制等を定める。



は議員を招待することで、社会保険労務士制度に継続的な注目をいただけるようにしておくことも重要です。

## ADRは最重要課題

昨今の司法制度改革においては、個別労働関係紛争のADR<sup>3</sup>の代理を社会保険労務士に認めるなど、社会保険労務士制度が確実に拡充していますね。

**堀谷** ADR代理権の獲得は、社会保険労務士業務の将来を左右するテーマであり、先行三士業(司法書士、税理士、弁理士)に比べ、司法制度改革への取り組みが大幅に立ち後れる中、その遅れを取り戻すために東奔西走してきました。平成12年から今日までに、百数十回にも及ぶ自由民主党司法制度調査会の審議に参加し、司法制度改革推進本部のADR検討会にも、平成14年よりオブザーバーとして38回出席しました。この間、厚生労働省はもとより、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、社団

法人日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、隣接士業間等々、各方面とも良好な関係を築き、多くの方々のご指導とご協力を得ることができました。また、自由民主党に加え公明党・民主党との議員懇談会を新たに設置し、両党からも強い支援を得ることができました。今回の社会保険労務士法の改正には、こうしたさまざまな要件が大きく寄与したことと感謝しています。

ADRについて、「社会保険労務士業務の将来を左右する」ほどの重要事項とらえられた理由は。

**堀谷** 社会保険労務士の業務は、企業から報酬を得ていても、常に企業と従業員の間にあって、労働に関する事項について公正・中立に調整するという、複雑かつ非常に専門的なものです。そのような意味では、法制度としてはともかく、事実上は、既にADRを行っているようなものであり、社会保険労務士はADRに最も適した士業であると言えるでしょう。

また、労働事件に関しては、社会保険労

務士が司法に参入することが最も国民の利便性向上に寄与できます。と言いますのも、先行士業に比べてわれわれ社会保険労務士は、日頃の労務管理業務等を通じて、最も国民生活に密着しているからです。そして司法制度改革の大きな目的は、その国民の法的利便性向上にあるのです。したがって、社会保険労務士がADRや簡易裁判所での訴訟代理権、地方裁判所以上の審級での出廷陳述権を得られれば、司法制度にとって非常に大きな意味があり、同時に社会保険労務士を目指す人には夢と希望を与えます。

さらに将来的には、士業間の格差の縮小につながり、それが社会保険労務士制度自体の存続にも重大な影響を持つと考えられるため、各議員懇談会等に要望書として、そうした内容を盛り込んできたわけです。

## 業域拡大は劇的な変化

そうした努力の甲斐あって、本年6月

3 ADR[ Alternative Dispute Resolution ]: 裁判外紛争解決。民事紛争における裁判外紛争解決の総称、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指す。民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁および行政機関や民間機関による和解、あっせんがこれに当たる。このうち、調停や訴訟上の和解は、民事訴訟手続として

裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目し、ADRに分類されることが多い。裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADRは、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即して、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

17日公布の改正社会保険労務士法<sup>4</sup>では、紛争解決手続業務の拡大がなされ、労働争議不介入を定めた第23条<sup>5</sup>も削除されました。この改正をどのようにとらえていますか。

**堀谷** 今回の法改正により他士業から「二階級特進」とまで言われる成果を得たことには感慨深いものがあります。制度ができた37年前のことを思うと、まさに隔世の感があります。特に第23条の削除は象徴的な出来事と言えるでしょう。

第23条については、個別労働紛争には関与できて、集団的労使紛争には関与できないのは、法制上矛盾するので、今回削除されたわけですが、これにより個別労働紛争が集団的労使紛争に発展し、労働争議となっても社会保険労務士が続けて対応できることとなり、一層労使双方から期待される制度となりました。

法制定以来の重しが取れた意義は大きいと思います。

業域の拡大についてはいかがですか。

**堀谷** その点については、今回の改正は従来の改正とは明らかに、その性格を異にしています。われわれ社会保険労務士の業務は、中小企業の健全な発達と労働者の福祉の向上に資することを目的としながらも、今まではどちらかといえば企業と行政との間に入って、円滑な事務処理を遂行することにウエイトが置かれていました。相談等のいわゆる3号業務<sup>6</sup>も一部が弁護士法第72条<sup>7</sup>の制限下にありましたが、それが

今回、国民との関係において紛争解決の依頼を受け、民間型ADR機関では60万円という制限はあるものの、単独で当事者と和解交渉し、和解契約まで可能とする権限が与えられました。その業域拡大の効果は、社会保険労務士の社会的立場に劇的な転換をもたらすものと言えるでしょう。そもそもADR制度は、訴訟に馴染まない事件を簡易・迅速・低廉に解決するための裁判外の紛争解決手段であり、そのことを利用者たる国民に、その利便性を広く周知させることが肝要です。多様で柔軟な国民のニーズに合った使いやすい制度として理解されれば、大いに活用の機会も増えるでしょう。

一方で、社会保険労務士も、ADR法の趣旨を深く認識し、この業務に公正・中立にかかわり成果を上げることで、さらなる信用・信頼を獲得する努力をしなければなりません。

この今回の改正を踏まえ、今後さらに積極的に取り組むべき事項はありますか。

**堀谷** 全国政連としては、今回の改正で残された課題である「簡易裁判所での訴訟代理、地方裁判所以上の審級における出廷陳述権」を得ることですが、その前に、今回の改正の際に加えられた民間型ADR機関において社会保険労務士が単独受任できる紛争目的価額の範囲60万円の制限の撤廃と、能力担保措置については、司法書士と社会保険労務士との権限の重さから比較すると不合理かつ不公正であり、是正を求める必要があると思っています。これらは今新しく司法への参画が認められたばかりであり、今後さらに能力を高めるとともに経験と実績を積み、次のADR等の見直しの時期を目標に解決していきたいと思います。また、現在は市場化テストなど規制改革・行財政改革が進展する中で、予期せぬ

変革が突然行われる時代であり、全国政連は如何なる事態にも機動的に対応できる体制を築きたいと考えています。

さらに、連合会の新たな政策が具体的に決定されれば、その意向に沿った政策実現と社会保険労務士制度の更なる充実のため、政治活動を通じ連合会に協力したいと思っています。また、連合会の業務ではありますが、今回の法改正で約束した紛争解決手続代理業務拡大の前提である能力担保措置についての一連の取り組みが急務となります。他方、全国47都道府県社会保険労務士会に設置されている総合労働相談所がADR機関として認証を受けるための整備も緊急課題であり、47都道府県社会保険労務士会の準備に資するマニュアルなどを早急に作成する必要があると思います。

加えて、社会保険労務士は、ADR業務を通じ司法ネットへの参加・協力をしなければならないと考えており、そのためには一層日弁連との連携を密にし、国民の利便に資するよう連合会と47都道府県社会保険労務士会はその具体化に向けた準備を進め、都道府県レベルにおいても地方弁護士会との連携を進めるべきであると考えます。

## 社会保険制度の 民営化は要検討

社会保険庁が行った市場化テストのモデル事業の入札で、東京地区で厚生年金などの加入義務がありながら保険料を納めていない企業を探して加入させる事業を、東京都社会保険労務士会が1円で落札したことが話題になりました。このことをどのようにご覧になりますか。

**堀谷** 社会保障における保険制度の保険

4 改正社会保険労務士法：正式名「社会保険労務士法の一部を改正する法律」。社会保険労務士業務の拡大、紛争解決手続代理業務試験の実施、労働争議不介入規定の削除などについて定める。

5 社会保険労務士法第23条：「開業社会保険労務士は、法令の定めによる場合を除き、労働争議に介入してはならない。」

6 社会保険労務士の業務のうち、1号業務とは労働社会保険諸法令に基づく申請

や届出書といった書類の作成・届出業務のことおよび、労働・社会保険の新規加入手続、概算・確定労働保険料の申告、年金受給者が官庁等へ提出する書類等の提出手続代行業務などをいう。2号業務とは、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成業務のこと。3号業務とは、退職金制度や就業規則の作成、人事制度の構築、賃金制度の立案といった労務管理などに関する相談・指導といったコンサルタント業務を指す。

者事務は、国の責務で行われることが国民の安心に繋がることであり、国民が理解し難い民営化論には妥協するわけにはいきません。この制度にかかわる専門家として民営化への危機意識を持っており、再検討を求めていきたいと連合会とも話しています。

今回話題となった市場化テストは、政府管掌健康保険・厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進事業について、入札資格の関係上、東京都社会保険労務士会は参加できましたが、福岡県社会保険労務士会は参加できず、福岡では愛知県の債権回収業者が落札しました。しかし、そもそも社会保険労務士の専門業務である適用促進事業を市場化テストという名目で全く関係のない業者に行わせること自体おかしなことです。また、その入札参加資格として、資本金をもって営業活動を行う一般企業のみを対象とする審査基準もおかしいと思いますので、今般制定が予定されている市場化テスト法では、会員組織の民間団体等が参加できるように求めていきたいと思います。

また、われわれは国家資格を持った専門家集団ですから、もう少し専門家としての意見を聞いていただきたいものです。法律で定められたわれわれの業務を、われわれに何の断りもなく、しかも法的な整備もしないままに、その職域の問題についていきなり踏み込んでくるというのはいかがなものか。民営化と言えば、どのようなことでも認められるのか。もう少し議論を尽くしていただきたいものだと思います。

全国政連として、その他に国や政府に対して提言されたいことは、

**堀谷** 官公庁へのさまざまな申請が、手元のパソコンからインターネットを利用することにより手続できる電子申請化の方向に進ん

でいます。連合会は他土業に先駆けて特定認証業務の認定を受けました。しかし、政府の掛け声とは裏腹に、遅々として運用が進んでいません。事業主に代わって申請を行う場合、多重認証、つまり事業主の電子認証を受ける必要があり、業務が円滑に進まないなどの問題が多々あります。今、いくつかのモデル県では、「事業主電子署名省略モデル事業」を実施していますが、この事業を通じて普及促進を図っていただきたいものだと思います。また、土業の派遣につきましても、今般の社会保険労務士法の改正により、ADR代理業務が加えられ、民間型ADR機関では60万円以下まで、行政型ADR機関では紛争の価額に関係なく、社会保険労務士がその専門性を活かして単独で受任できることとなり、社会保険労務士の業務の独立性が一層高まりました。他人の指揮命令を受けない独立性の高い社会保険労務士の業務は、労働者に馴染まないものであり、社会保険労務士を労働者派遣に加えることは基本的に反対していただきたいと思います。

これから社会保険労務士に求められるものは、

**堀谷** 社会保険労務士制度発足当初より、その発展の軌跡を知るものとして、現下のわれわれを取り巻く環境の変化は急激であり、伝統的な雇用慣行の崩壊は契約優先の意識を国民に定着させようとしており、社会の価値観が変化しつつある現実があります。この状況は、良好な労使関係の保持による社会的生産に資する社会保険労務士の社会的責務をより重要なものとしており、われわれの将来の可能性は大きいと言えます。

改正社会保険労務士法が成立して、社

会保険労務士の業域が歴史的に転換するとき、国民の福祉の増進と権利擁護のために、司法の一翼を担う専門士業としての真価の確立することに専念し、いま社会保険労務士に与えられたこの機会を的確にとらえ、社会保険労務士制度発展の基盤を築いていかなければならないと思います。そのためには個々の社会保険労務士は、その能力を高めるため、十分な研鑽に励まなければならないでしょう。

これまでの基本的な社会保障や労務管理にかかわる仕事から、さらには司法という新しい世界に飛び込んでいくわけです。この未知の世界には希望もあれば不安もあるでしょう。しかし、この世界には限りない広さと可能性があるように思います。そのような中で自分の羽ばたく広いスペースを確保し、自分を見失わないようになってもらいたい。それが私の希望です。

そして言うまでもなく、われわれの業務は、国民の信頼なくしては成り立ちません。一人の不適切な行為や言動により全体がその信頼を失うこととならないよう、土業倫理を厳しく自覚し、これからの新しい社会保険労務士の時代を築くため、一人ひとりが努力をしなければならないと思っています。

全国社会保険労務士政治連盟会長 / 全国社会保険労務士会連合会副会長・司法制度改革対策本部本部長

## 堀谷 義明(ほりたに よしあき)

1935年生まれ。1960年同志社大学経済学部卒業。1967年堀谷事務所(開設)所長。現在、京都府社会保険労務士会会長、京都府社会保険労務士政治連盟会長も務める。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)

7 弁護士法第72条：「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」